

JOYO BANK NEWS LETTER

2023 年 11 月 28 日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 背景

2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5 年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロにすること」を目標とする自主行動計画※を策定しています。

本対応は、こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として実施するものです。

※全国銀行協会策定の自主行動企画の詳細については、下記 URL をご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>

2. 手形・小切手サービスへの対応

- (1) 当座預金（マル専口座※含む）の新規口座開設の停止

新規口座開設停止日：2024 年 3 月 1 日（金）

すでに口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

※約束手形のみを決済するために開設する当座預金口座。

- (2) 2027 年 4 月以降を期日とする期日管理が必要な手形・小切手※の代金取立の受付停止

受付停止日：2024 年 3 月 1 日（金）

該当の手形等をお持ちのお客さまは 2024 年 2 月 29 日（木）までにお取引店へお持ち込みください。なお、2024 年 3 月以降に 2027 年 4 月以降を期日とする手形等を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

※2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含まれます。



常陽銀行



常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

3. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応

手形・小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、様々なメリットがございます。手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権（でんさいサービス※）といった電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、当座預金からの現金出金が必要な場合は、ATM からいつでも引き出しできる当座預金口座向けのキャッシュカード（発行手数料無料）をご利用いただくと便利です。

当行では、2026 年度末までの手形・小切手の全面電子化に向けて、全国銀行協会の自主行動計画に則り、政府・産業界と一丸となり、一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※当行のでんさいサービスについては、下記 URL をご覧ください。

<https://www.joyobank.co.jp/enterpri/densai/20231128.html>

以 上